

(別紙)

諮問番号：令和8年諮問第14号

答申番号：令和8年答申第17号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）の一部を却下し、一部を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定による令和2年11月1日を実施日とする令和3年1月14日付け保護停止決定処分（以下「本件処分①」という。）及び令和3年1月1日を実施日とする令和3年1月14日付け保護廃止決定処分（以下「本件処分②」という。）、本件処分①及び本件処分②に伴い生じた生活保護費の過払金に係る納入通知（以下「納入通知①」という。）並びに法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分に係る審査請求人からの分納誓約に基づく金額の納入通知（以下「納入通知②」という。）に不服があると主張して、取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成30年3月1日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 令和2年12月25日、処分庁は、審査請求人から、次の申立てが記載された文書を受理した。
 - ・ 令和2年10月23日に○検察庁から呼出しを受けて、そのまま勾留された。
 - ・ 現在は、○刑務所に収容されているが、令和3年9月から10月頃までには釈放見込みであるため、元の住居に帰宅できるよう住宅扶助だけでも支給してもらいたい。令和2年12月25日、処分庁は、所内協議を実施し、審査請求人の収容日を調査するとともに、審査請求人からの文書を受けて、令和2年11月1日を実施日として生活保護を停止し、令和3年1月1日を実施日として生活保護を廃止することを検討する方針を確認した。
- 3 令和3年1月4日、処分庁は、審査請求人の収容日について、○検察庁に法第29条の規定による調査を実施した。その後、同月14日付けで本件処分①及び本件処分②を行い、同年3月22日、本件処分①及び本件処分②に係る決定通知書並びにこれらの決定で生じた生活保護費の過払金に係る納入通知書（納入通知①）を審査請求人へ送付した。
- 4 令和3年1月15日、処分庁は、○検察庁から、法第29条の規定による調査の回答を受理し、審査請求人が令和2年10月23日に刑事施設に収容されたことを確認した。

- 5 令和3年4月14日、処分庁は、審査請求人に対し、法第78条第1項の規定による平成31年2月25日付け費用徴収決定処分に係る審査請求人からの分納誓約に基づく納入通知書（納入通知②）を送付した。
- 6 令和3年5月17日、審査請求人は、処分庁経由で審査庁に対し、本件処分等の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 弁解・弁明の機会が一切与えられていない一方的な行政処分であり不公正である。
- (2) 生活保護が廃止となり、支給が打ち切られたため、家賃が不払いとなっている。数か月後には、社会復帰するにもかかわらず、家賃不払いによる強制解約と立ち退き訴訟により帰る先を失ってしまう。
- (3) 納入通知①及び納入通知②については、刑務所に収容中であり、無資力であるため、支払いようがない。
- (4) 納入通知①については、不当利得など一切得ていない。
- (5) 以上により、本件処分等の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分①及び本件処分②について、法第26条、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問12の答1の(2)、同第10の問12の答2の(1)及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7－15の答に従い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）が優先されることが明らかなため、処分を行った。また、法第29条の2は、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用除外について規定している。
- (2) 納入通知①については、本件処分①及び本件処分②に付随するものである。
- (3) 納入通知②については、行政手続法第2条第4項ハ及び同法第13条第2項第4号によると、そもそも審査請求の対象となる処分には当たらない。
- (4) 以上から、本件処分①、本件処分②及び納入通知①は、適法かつ適正に行われたものであり、また、納入通知②は、審査請求の対象とならないため、本件審査請求については、これを棄却ないし却下するとの裁決を求める。

第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定等

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性の原理を規定し、同条第2項は、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定している。

- (2) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。
- (3) 法第29条は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施等のために必要があると認めるときは、被保護者の居所等の事項について、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる旨を規定している。
- (4) 法第29条の2は、「この章の規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用しない。」と規定している。
- (5) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条は、「刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。」とし、第1号において、「拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者」と、第2号において、「刑事訴訟法の規定により、逮捕された者であって、留置されるもの」と、第3号において、「刑事訴訟法の規定により勾留される者」と規定している。
- (6) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第37条第1項は、「各種被収容者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。」と規定している。
- (7) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第40条第1項は、「被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であって、刑事施設における日常生活に必要なもの（第42条第1項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。」と規定し、同項各号において、「衣類及び寝具」、「食事及び湯茶」及び「日用品、筆記具その他の物品」と規定している。

2 関係通知

- (1) 保護を停止すべき場合として、課長通知第10の問12の答1の(2)は、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」としている。
- (2) 保護を廃止すべき場合として、課長通知第10の問12の答2の(1)は、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」としている。
- (3) 問答集問7-15の答では、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ない」との考え方が示されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件処分①及び本件処分②に対する審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであり、納入通知①及び納入通知②に対する審査請求は、不適法であることから、却下されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分①について

保護を停止すべき場合については、課長通知第10の間12の答1の(2)において、「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」とされていることから、保護の停止決定処分を行うに当たっては、審査請求人の状態が「保護を要しなくなったと認められ」かつ「その状態が今後継続することについて、なお確実性を欠く」ものであることが必要と考えられる。

審査請求人が、刑事施設に収容されたことによって、その期間中の衣食住については、問答集問7-15の答のとおり、「刑事行政の一環として措置されるべきものである」ことから、法による「保護を要しなくなった」ものと認められる。一方で、処分庁が本件処分①を行った時点においては、処分庁は、審査請求人からの手紙により、審査請求人が刑事施設に収容中であることを把握していたのみであることに鑑みれば、拘束期間がどの程度継続するのか「確実性を欠く」ものであったと考えられる。

よって、処分庁が本件処分①を行った時点においては、審査請求人の状態は「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」に該当し、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 本件処分②について

保護を廃止すべき場合については、課長通知第10の間12の答2の(1)において、「以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」とされている。

審査請求人が刑事施設に収容されたことによって、その期間中の衣食住については、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、法による保護の必要はない。審査請求人の状態は、刑事施設での収容が継続する限り、法による保護を要しない以上、「以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」に該当し、保護廃止とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 弁明の機会等の付与について

本件処分については、法第29条の2により、行政手続法第13条は適用除外となるため、審査請求人に対して弁明の機会の付与等の意見陳述のための手続を執る必要はなく、この点についても処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

エ 納入通知①について

納入通知①は、「返納通知書 領収書」等3通の文書が1枚になっているものである。納入通知①は、本件処分①及び本件処分②に伴って発生した保護費の過払金の不当利得返還請求権についてその支払を請求する事実上の行為に過ぎず、行

政処分ではない。このため、納入通知①は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の処分に該当せず、納入通知①についての審査請求は、不適法となる。また、処分でない以上、行政手続法第13条第1項の意見陳述のための手続を執る必要はない。

なお、審査請求人は、不当利得など一切得ていないと主張するが、令和2年11月分及び同年12月分の保護費は、審査請求人の口座に振込まれており、審査請求人が作成した令和4年4月5日付け債務承認書兼分納誓約書では、対象債務欄の「民法第703条に基づく生活保護費返還金」にチェックが入っており、審査請求人自身がその存在を認めている。審査請求人の主張には理由がない。

オ 納入通知②について

納入通知②は、「生活保護法第78条に基づく生活保護費徴収金納付書兼返還金」等3通の文書が1枚になっているものである。この納入通知②は、平成31年2月25日付け費用徴収決定処分に係る審査請求人作成の令和2年7月31日付け「債務承認書兼分納誓約書」に基づいてなされたものである。そうすると、納入通知②は、既に生じている債務についてその支払いを請求する事実上の行為に過ぎず、行政処分ではない。そのため、納入通知②は、行政不服審査法第2条の処分に該当せず、納入通知②についての審査請求は、不適法となる。また、処分ではない以上、行政手続法第13条第1項の意見陳述のための手続を執る必要はない。

カ 以上より、本件処分①及び本件処分②は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。納入通知①及び納入通知②に対する審査請求は、不適法である。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件処分①及び本件処分②に対する審査請求は、理由がないから、棄却されるべきであり、納入通知①及び納入通知②に対する審査請求は、不適法であることから、却下されるべきであると考えてるので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年6月30日 審査庁が審査会に諮問

令和8年9月1日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年10月15日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年10月15日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分等の争点について

本件処分等の争点は、納入通知①及び納入通知②に係る審査請求の適法性、刑事施設に収容された審査請求人に対する保護停止決定処分及び保護廃止決定処分の適否、法第26条の規定による保護停止決定処分及び保護廃止決定処分における意見陳述手続の要否であると認められるから、これらの争点について、以下検討する。

2 納入通知①及び納入通知②に係る審査請求の適法性について

(1) 行政不服審査法は、第1条第2項において行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為を「処分」というとした上で、同法第2条において、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができることを定めている。ここにいう行政庁の処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解するのが相当である。

(2) 本件についてみると、納入通知①は、先になされた法第26条の規定による保護停止決定処分（本件処分①）及び保護廃止決定処分（本件処分②）に伴い生じた返還債務の履行を、納入通知②は、先になされた法第78条の規定による費用徴収決定処分に伴い生じた債務の履行を、それぞれ求めているに過ぎず、いずれも新たに直接審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する性質のものではないものと考えられる。

よって、納入通知①及び納入通知②は、行政不服審査法第2条に規定する行政庁の処分に該当するとはいえない。

(3) 以上により、納入通知①及び納入通知②に係る審査請求は、不適法である。

3 刑事施設に収容された審査請求人に対する法第26条の規定による保護停止決定処分及び保護廃止決定処分の適否

(1) 法第26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、被保護者に通知しなければならないと規定しており、同条の保護を停止すべき場合については、第5の2の(1)のとおり、課長通知において、「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」と、同条の廃止をするべき場合については、第5の2の(2)のとおり「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」とされている。

また、第5の1の(5)から(7)までのとおり、刑事施設の被収容者については、その処遇について刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき刑事行政の一環として措置されるのであるから、法が保護の対象とする最低限度の生活を維持することができない者に該当するとはいえず、法による保護を要しないものと解される。

(2) 本件についてみると、令和2年12月25日、処分庁は、審査請求人から、同人が同年10月23日に○検察庁からの呼出しを受け、その後、刑事施設に収容されている旨及び令和3年9月から10月頃までには出所の見込みである旨等が記載された文書の送付を受けた。

その後、処分庁は、○検察庁に対して法第29条の規定による調査を実施し、審査請求人が令和2年10月23日に刑事施設に収容されたことを確認した。

これらの事実を照らせば、本件処分①及び本件処分②について、違法又は不当な点は認められない。

4 法第26条の規定による保護停止決定処分（本件処分①）及び保護廃止決定処分（本件処分②）における意見陳述手続の要否

(1) 行政手続法第13条第1項において、行政庁は不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について意見陳述のための手続を執らなければならないとされている。

一方で、法第29条の2は、法第4章の規定による処分については、行政手続法第3章の規定を適用しない旨を規定している。

(2) 本件についてみると、本件処分①及び本件処分②については、いずれも法第26条の規定による処分であるから、行政手続法第13条第1項の意見陳述のための手続に係る規定は適用されない。

よって、処分庁において、本件処分①及び本件処分②に際して、審査請求人に対し意見陳述のための手続の機会を付与しなかったことについて違法な点は認められない。

5 3及び4のとおり、本件処分①及び本件処分②について、法令等の規定に基づき適切に行われたものと認められるから、本件処分①及び本件処分②に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳